

「会派運営費補助金住民訴訟控訴審判決」に対する知事の上告受理申立について

2013年10月8日

日本共産党京都府議員団

団長 前窪 義由紀

本日、山田京都府知事が、「会派運営費補助金住民訴訟控訴審判決」に対して上告受理申立てを行ったことを発表した。日本共産党京都府議員団は、妥当な判断であると考えたものであり、その理由について私たちの考えを明らかにするものである。

「会派運営費補助金住民訴訟控訴審判決」は、2000年の地方自治法改正によって制度化された政務調査費制度は、「議会における会派等に対する調査研究費等の助成を制度化し、併せて、情報公開を促進する観点から、その使途の透明性を確保する目的でもうけられたもの」であり、「地方自治体は、地方自治法第100条第14項に基づいてする以外は、地方議会の会派等に助成することができない」として、地方自治法第232条の2に基づいて京都府が行ってきた会派運営費の全額の返還を命じた。

京都府議会では、1969年以降、京都府と府議会の二元代表制を実現するために、会派として行う公益性のある活動を保障する目的で、会派が雇用する職員の人件費や事務費、会議費など会派運営費に対し、地方自治法に基づき京都府から補助金が支出されてきた。2000年の地方自治法改正による政務調査費制度の制度化のもとでは、会派の人件費などは助成対象とならなかったため、全国都道府県議会議長会に対し意見照会を行い、人件費等の会派運営費が違法でないとの確認を受けたうえで、政務調査費制度とは異なる制度であることを明確にし、地方自治法第232条の2に基づく京都府の補助金を受ける制度として、今日まで慶弔費を対象から除外するなど適正な執行に努めながら運用されてきた。

2012年改正の地方自治法では、政務調査費を政務活動費に名称が変えられ、これまで対象とならなかった会派の人件費や会議費、事務費なども政務活動費の経費として認められた。このため府議会は、これまでの会派運営費を廃止し、政務活動費として会派の活動を発展させることを決定し、今日に至っている。府議会が会派運営費として執行してきた経費は、法的にも適切な経費であったことが、今回の地方自治法改正で裏付けられたと考える。

日本共産党京都府議団は、議員の政務調査活動と車の両輪として、会派としての活動が重要であると考え、府民の立場から内容の精査や府民への公開、透明性の確保についてその都度提案しながら、会派運営費の適正な執行に取り組んできた。

今回の判決については、地方自治体が独自の判断で地方自治法第232条の2に基づき会派の活動に対し補助金を支出することを認めた1審判決とは大きく異なっている。

従って、京都府知事が、地方自治法の解釈の違いをただすため、上告受理申立をおこなったことは妥当であり、日本共産党京都府議員団は、最高裁判所が上告受理申立を受理し、地方自治法について適切な判断を下されるよう希望するものである。

以上